

知財ist研修2019シラバス

【知財ist研修2019】	
課程	経営課程
科目	ブランドマネジメントと知的財産戦略
副題	～事業のためのブランド関連知財法の活用及びアンブッシュ・マーケティング規制～
日程	2020年2月26日（水） 10:00～17:00
講師	米国ニューヨーク州弁護士（所属企業：アストラゼネカ株式会社） 足立 勝 氏
受講料（1日間）	会員18,000円、一般22,000円（消費税含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（47日間） 会員500,000円、一般600,000円 経営課程4日間おまとめ受講料（4日間） 会員66,000円、一般82,000円
説明	<p>ブランドマネジメントとは、どういうことなのか。ブランド・マーケティングと知財業務の関係を確認したうえで、マーケティングのなかで適切に活用していくことの重要性について、実際の例などを通じて検討します。</p> <p>さらに、ブランドマネジメントとして行われているオリンピック等の大規模イベントにおける各国でのアンブッシュ・マーケティング規制を参照しつつ、周知・著名ブランドに対するアンブッシュ・マーケティング行為など、我が国の法が事業活動に追いついていないと思われる状況についても考えます。</p> <p>※なお、本科目の内容は、講師個人の見解に基づくものであり、講師の所属団体・組織の見解ではありません。</p>
レポート、演習の有無等	レポート課題はございません。 講義時間内で、演習を行います。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、2/19までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。 （ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

知財ist研修2019シラバス

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>第一部</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. マーケティングと知財</p> <p>2-1. マーケティングと知財それぞれの目的</p> <p>2-2. ブランドと商標の違いーブランドとは？ー</p> <p>2-3. ブランドを定義すれば十分なのか？何かブランドなのか？</p> <p>2-4. ブランド要素の開発ーココ・コーラを例にー</p> <p>2-5. 商品・サービスを市場で提供するにあたって</p> <p>3. 知財業務をブランド・マーケティング目的で</p> <p>ーココ・コーラボトル立体商標登録の目的と方法</p> <p>3-1. 立体商標登録の目的</p> <p>3-2. 立体商標登録の方法 コカ・コーラボトル立体商標事件</p> <p>参考. 需要者調査を行う上での留意点</p> <p>4. ブランド・マーケティング活動</p> <p>4-1. 統一的な使用が重要なのか？</p> <p>4-2. 事業のタイプによる違いは？</p> <p>4-3. 第三者の無許諾の使用について</p> <p>5. 小括</p>	<p>第二部</p> <p>1. はじめに</p> <p>1. 1 イベント等におけるアンブッシュ・マーケティング規制</p> <p>1. 2 アンブッシュ・マーケティングについての我が国の認識</p> <p>1. 3 イベントに対するアンブッシュ・マーケティングー我が国の事例を中心にー</p> <p>1. 4 イベント以外に対するアンブッシュ・マーケティング</p> <p>2. 海外におけるイベント等に関するアンブッシュ・マーケティング規制に関する事例 アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア</p> <p>3. 外国における商標法・不競争法等</p> <p>(1) アメリカ合衆国における商標法</p> <p>(2) 中国 反不正競争法</p> <p>(3) ヨーロッパ 欧州の商標法</p> <p>参考：日本の広告業界の自主規制</p> <p>(4) 韓国 不正競争防止法一般条項</p> <p>4. 現行法に基づく検討</p> <p>4. 1 商標法</p> <p>4. 1. 1 指定商品・指定役務についての使用</p> <p>4. 1. 2 商標としての使用</p> <p>4. 1. 3 商標権侵害とならない場合</p> <p>4. 2 不正競争防止法</p> <p>4. 2. 1 商品等表示としての使用</p> <p>4. 2. 2 混同のおそれ</p> <p>4. 2. 3 不正競争防止法違反とならない場合</p> <p>4. 3 不法行為法</p> <p>4. 4 広告業界による自主規制</p> <p>5. 終わりに</p>
<p>参考書籍等</p>	<p>足立 勝 著「アンブッシュ・マーケティング規制法」創耕舎発行 2016年 「周知・著名商標に対するアンブッシュ・マーケティング」日本弁理士会中央知財研報告書・別冊パテント21号（2019年3月）</p>	
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・法制度がどのように具体的に活用すべきか、事例に沿って考える機会が多く、楽しく受講できました。</p> <p>・あまり考えたことのない分野だったので面白かった。</p> <p>・事例紹介、演習等もあり、分かりやすかったです。</p> <p>・アンブッシュ・マーケティングについては、聞いたこともなかったのですが、具体例を多く挙げてくださったおかげで、理解できた気がします。課題も簡単には答えの出ないものばかりで、考えさせられました。ありがとうございました。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。</p> <p>・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。</p> <p>・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2019.12.16